

令和三年 第三回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和三年第三回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

七月二十三日、日本では五十七年ぶり二度目の開催となる第三十二回夏季オリンピック東京大会が、二百五の国と地域の参加のもと開幕され、世界中が注目する中、多くの日本人選手の活躍により、日本は過去最高となる五十八個のメダルを獲得するなど、躍進を遂げた大会となりました。

人生において、何年もの間、各々の競技に極限の努力を積み重ね、全身全霊で戦い、自らを信じ、競技する選手たちの姿には、心の底から感動した次第であります。

一方で、開催都市である東京都が、緊急事態宣言下にある中で、開会式も含め、大半の競技会場が無観客を余儀なくされ、十七日間の大会期間中は、感染拡大防止対策を最重要課題として、選手をはじめ大会関係者の、より安全な環境造りに注力しなければならぬ大会となりました。

本来であれば、数多くの観客の声援に後押しされ、選手が最高のパフォーマンスを発揮し、応援する世界中の人々が、

この祭典に胸躍らせ、心ひとつに、感動を分かち合う中で、大震災からの日本の復興を、全世界に向けてアピールする大会となるはずでありました。しかし、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大する中での開催となったため、社会全体も大きく揺れ、不安を抱いた方も多く、厳しい運営を強いられ、一部の選手や関係者に感染者が発生したことは、非常に残念であると同時に、悔しさの残る大会でありました。

新型コロナウイルス感染症は、七月二十九日に国内の新規感染者数が初めて一万人を超え、東京都においては、五千人の大台を記録するなど、これまでに経験したことのない猛烈なスピードで感染が急拡大している状況であります。

特に、都市部では、非常に感染力の強い「デルタ株」への置き換わりが急速に進み、市中においてデルタ株が猛威を振っており、国内において、過去最多の新規感染者が発生している状況であります。

政府においては、十三都府県に発令中の緊急事態宣言の対象区域を、北海道など八道県を加え、二十一都道府県に拡大、また、まん延防止等重点措置を、山梨県を含め、十二県において実施し、改めて、感染対策の強化を要請、国民の命と健康を守ることを最重点にして取り組んでおります。

山梨県内においても、七月二十二日からの四連休より、新規感染者数が増加に転じ、都市部同様にデルタ株の影響により、連日、過去最多の新規感染者が発生している状況であり、長崎山梨県知事は、短期間で感染拡大を抑えるべく、再び、県民に外出自粛を強く要請しております。

本市としましても、山梨県と連携する中で、防災無線による市民への外出自粛の呼びかけや、市内公共施設の臨時休業措置を執るなど、可能な限りの感染対策を講じ、爆発的な感染拡大を徹底して抑え込むため、これまでに増して、強い危機感を持って対処しているところであります。

新規感染者を年齢別に見てみますと、三十歳以下の若年層が全体の七十パーセントを占め、若い方の感染拡大が顕著になっております。また、四十代、五十代の方の重症化も急増するなど、医療提供体制の逼迫が懸念されております。

山梨県内の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れについては、山梨県において、県内十一医療機関を「重点医療機関」として指定する中で、病床数を増加させ、宿泊療養施設とともに、日々の新規感染者へ対処すべく、鋭意病床確保に努めております。

市内医療機関については、重点医療機関に指定されており

ませんので、入院病床数に直接の影響は出ておりませんが、感染拡大による発熱外来患者数の増加や、PCR検査数、検査陽性者の増加は著しく、各医療機関には、急激な負担がかかっている状況でありますので、保健所との連携を強化する中で、より一層の支援を協議してまいります。

山梨県においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、八月二十日から九月十二までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、飲食店等へ休業等の要請をしております。併せて、協力事業者への休業等要請協力金の交付が示され、グリーンゾーン認証施設においては、一日三万円から十万円、認証を受けていない施設については、一律一日二万円となっております。

本市としては、ホームページ等でお知らせすると共に、商工会を通じて周知、支援を徹底してまいります。

また、本市独自の支援策としては、七月の臨時会においてご議決をいただき、十二月一日から開始を予定しております地域経済消費喚起事業（南アルプス元気券）において、飲食券を市民に配布し、地元飲食店等を支援してまいります。

また、今後、まん延防止等重点措置期間が延長され、長期化するような状況においては、国、県の支援策の状況を踏ま

え、対応を検討してまいります。

市内小中学校では、新型コロナウイルスの感染力が、より強いデルタ株に置き換わる中で、感染しにくいとされてきた子ども世代にも感染が広がり、児童、生徒や保護者、教職員も不安を抱えながら二学期がスタートしております。

政府は、八月二十日付けで『新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策』において、「子どもの健やかな学びの保障や心身への影響等を考慮し、地域の一斉休校は避けるべき」との見解を示しております。

本市では、二学期の始まりにあたり、教育委員会と市内の小中学校との会議において、「衛生管理マニュアル」の徹底とともに、家族に体調不良者がある場合の登校控え、校舎に入る前の健康観察の実施、まん延防止等重点措置期間における修学旅行、又は学園祭、運動会の延期、クロームブック活用によるリモート授業のための準備、部活動における山梨県のガイドラインの順守などの対策を決めております。

今後、感染者が急増し、保健所の対応に時間を要する状況も想定されますので、教育委員会と学校で十分に状況を把握する中で、協議を重ね、分散登校や分割授業、及び学級閉鎖など必要な対策をしてまいります。

一方、高齢者の新規感染率は、全体の三パーセントほどに抑えられており、ワクチン接種の効果が顕著に表れるなど、早期の感染収束を実現するためには、ワクチン接種が最重要であると、改めて強く認識するところであります。

現在、医師及び看護師の皆さまの多大なるご協力の中で、職員一丸となり、全力で取り組んでおりますワクチン接種については、接種を希望する高齢者のワクチン接種を、概ね七月末日までに終了し、引き続き、基礎疾患をお持ちの方や、六十歳から六十四歳以下の方の接種について、順次接種を進めるとともに、五十九歳以下の方の接種についても、八月二日から予約受付を始めております。

政府からのワクチンの供給状況については、今月に入り、約一万六千回分の追加供給を受けており、本市におけるワクチン供給量は、全体で約二万四千回分を確保している状況であります。

本市としましても、高齢者同様に、早期の感染の抑え込みを図るため、今後は、五十九歳以下の方のワクチン接種を、より加速する必要がありますので、市民の皆さまにおかれましては、より多くの方に積極的にワクチンを接種していただきますようお願い申し上げます。

ワクチン接種により、一日も早い感染収束と、再び潤いと活力ある日常生活を取り戻すため、市民の皆さまの多大なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の各種イベント等については、新型コロナウイルスの感染拡大やワクチン接種状況などをより注視する中で、開催の可否を判断してまいります。

はじめに、「総合防災訓練」についてであります。

今年度の総合防災訓練については、九月五日に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染が急拡大している状況により、山梨県から感染拡大防止対策のための臨時特別協力要請が発せられ、本市としても、苦渋の決断ではあります。全面中止といたします。市民の皆さまには、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、「市制施行記念式典」についてであります。

市制施行記念式典については、合併調印日を基準として、毎年十月十七日以降の最初の日曜日に挙行し、これまで十六回実施しておりますが、令和元年度に、式典自体の恒常化、市政功績者表彰の対象者減少などから開催方針を見直し、市議会や、各自治会連合会の皆さまに、今後の開催方針を説明させていただいたところであります。

この方針では、今後の開催について、市制二十周年となる令和五年までは隔年で実施し、令和六年以降は、原則五年ごとに実施することとなっております。

今年度は、開催年度となっておりますが、コロナ禍による状況を踏まえ、招待者や内容等、規模を縮小する形で、十二月五日の開催に向けて準備を進めてまいります。

次に、去る七月三日、静岡県熱海市で発生した土石流災害により、亡くなられた方々には、衷心より哀悼の意を捧げるとともに、被災され、猛暑の中で、避難生活を余儀なくされております方々に、お見舞い申し上げる次第であります。

この災害には、七月十二日から十八日までの七日間、本市消防本部から救助隊員総勢十五名を山梨県大隊に派遣し、炎天下の被災地において救援活動を実施しております。

近年頻発する線状降水帯による豪雨は、数多くの尊い命を奪う甚大な災害を、日本各地において発生させております。

「避難指示で必ず避難」、防災意識の更なる向上、地域防災力の強化を最重点に、より促進してまいります。

次に、山梨県内の昨年の農産生産額は、一千五億円となり、前年に比べ、およそ二十億円増加し、二年ぶりに一千億円台を回復したとの報道がされております。

農業生産額の六割を占める果実が五百八十一億円と、前年に比べ三・二パーセント増え、特に「シャインマスカット」の生産量が増加した上、単価も上昇し、生産額が三十六億円増と、全体の農業生産額をけん引しており、引き続き生産人気の高さを表す結果となっております。

また、本市のこれまでの状況は、スモモについては、前年比約八十パーセントと、昨年を下回ったものの、桃については前年比約百二十パーセントと、昨年の出荷量を大きく上回る結果となっております。

現在、旬を迎えております、ぶどうについても概ね順調であり、例年より早く、お盆過ぎから出荷の始まったシャインマスカットは、特に、糖度や玉張りも良く、南アルプス市が誇る果実の逸品を、多くの皆さまにご賞味いただけるものと、大いに期待するところであります。

次に、「令和二年度南アルプス市歳入歳出決算」の概要について、ご報告申し上げます。

決算の認定については、議案として、委員会において担当より、詳しく説明いたさせますが、全会計とも実質収支は黒字となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、未曾有の危機に

直面する中、市民の皆さまの安全と暮らしを守るため、基金等を活用し、約百億円の補正予算を機動的に計上し、様々な施策を効果的に実行してまいりました。

その結果、一般会計の決算については、歳入総額四百十三億八千八百万円、歳出総額三百九十億三千三百万円となり、歳入、歳出ともに過去最大の決算額となっております。

財政健全化法による一般会計の財政健全化判断比率については、実質公債費比率は、前年度から〇・六ポイント改善し三・七パーセント、将来負担比率については、引き続き、比率がマイナスの「数値なし」となっております。いずれの指標も健全化基準を下回ることから、本市の財政状況は、健全な状態を引き続き維持しております。

今後も、長引く新型コロナウイルス禍における社会情勢や経済状況等を適格に把握し、必要な予算措置を講じていくと同時に、行財政改革を更に進め、健全で持続可能な財政運営に鋭意取り組んでまいります。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、現在、進めております主な政策につきまして、ご報告申し上げます、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたい

と存じます。

中部横断自動車道の「静岡―山梨間」の全線開通を間近に控え、広域的な物流や観光の活性化、災害時の救援ルートとしての機能強化などにより、本市にとって、多大な経済効果をもたらすことと大いに期待するものであります。

交通の要衝として、そのメリットを最大限に活用し、市政の更なる発展と、より良いまちづくりに向けて鋭意努めてまいりたいと、決意を新たにしているところであります。

先ずは、中部横断自動車道開通効果に関連する重点事業について、ご説明申し上げます。

はじめに、『南アルプスＩＣ新産業拠点整備事業』についてであります。

本事業を取り巻く環境や、社会情勢等を総合的に判断する中で、公募開始に向けての準備を進めており、九月定例会後の十月一日から公募を開始することといたします。

具体的な公募スケジュールについては、既に、本市のホームページにおいてリリースしており、今年度内には、優先候補者を選定し、来年度当初には、参入事業者を決定する予定で進めております。

本市の玄関口としての土地利用方針の下、地域資源を活用

した集客交流の機能を持つ「新産業拠点」を目指し、地域のこれからの更なる活性化に繋げてまいります。

一方、新たな土地活用が期待される南アルプスIC周辺については、市が目指すまちづくりの実現に向けて、地権者の方々の意向や、地域の考え方、また、事業者のニーズ等の把握に鋭意努め、更に調査研究を進めてまいります。

次に、『工業団地拡張整備事業』についてであります。

本市において、新規進出や規模拡大等を目指す企業の用地需要が増加している現状を踏まえ、現在、既存の本市東部に位置する下今諏訪工業団地及び、北部に位置する御勅使南工業団地二箇所の拡張整備事業を進めております。

七月上旬に三回にわたり地権者説明会を開催し、同月十五日には、山梨県より「南アルプス市農村地域への産業の導入に関する実施計画」の変更について、同意をいただいたところであります。

現在は、地権者の皆さまの立ち入りへの同意を得て、現地測量や立木調査、土質調査などを順次実施しており、今後は、これらの調査結果をもとに、地権者の皆さまとの用地交渉を進めてまいります。

中部横断自動車道の開通により、物流をはじめ、ヒトやモノ

ノが迅速に移動可能となる環境が整いますので、この好機を逃さず、積極的な企業誘致に取り組んでまいります。

続きまして、私が掲げております公約、五つの約束の取り組みとあわせて、今年度実施中の主要事業について、ご説明申し上げます。

先ず、一点目は、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

はじめに、「GIGAスクールの取り組み」についてであります。

市内小中学校における「GIGA授業開き」は、六月までに全ての学校で完了し、一人一台タブレット端末を使った授業を、順調に開始しております。

また、夏季休業中から九月末までの間には、児童生徒、保護者、教職員が、オンデマンドで動画を視聴できる「情報モラル教育講演会」を実施し、適切なICT活用に向けた取り組みを進めております。

次に、「落合小学校外構及びグラウンド整備工事」についてであります。

昨年度までに、校舎の大規模改造工事を終え、今年度から

は、外構及びグラウンド拡張整備工事を実施しております。

七月からは、一部の解体撤去工事に着手し、運動場については、不整形であった形状を解消するため、敷地を拡張し、活動しやすい環境の整備を図っております。

次に、「八田児童クラブ新築工事」についてであります。

八田児童クラブは、これまで八田小学校から遠距離に位置していたため、児童の移動時における安全面が課題となっております。おりましたが、小学校敷地内に整備することで、より安全を確保してまいります。

六月に工事請負契約を締結し、九月中旬までに基礎工事を完了、十二月には建方工事、家具工事、外構工事等、全ての工事を完了する予定となっており、令和四年度からの利用開始に向け、準備作業を進めてまいります。

二点目として、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

昨年度に引き続き、「高齢者熱中症予防対策事業」を実施しております。

七十五歳以上の高齢者の方に対しまして、「飲み物引換券」を、七月下旬から配布させていただき、熱中症予防への対応

及び注意喚起を図っております。

この夏も、新型コロナウイルス感染症対策により、自宅で過ごす時間が多くなることが考えられますので、適切な水分補給により、自ら積極的に熱中症予防対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

三点目として、『ユネスコエコパーク事業の推進』についてであります。

はじめに、「ユネスコエコパーク学習支援事業」についてであります。

ユネスコエコパーク学習支援事業については、今年度、市内すべての小学校において、授業の中でユネスコエコパークについて学ぶ機会を設けております。

既に、市内小学校の十校で授業を実施しており、学校周辺の自然や、実際にエコパ伊奈ヶ湖の周辺を歩き、専門ガイドによる自然体験プログラムを通じて、特に、自ら地域資源を「見て、学び、感じる」機会を創出しております。

教員からは、この取り組みが、来年度に実施する林間学校に繋がる活動になるとの声を聞いており、また、山梨県中北教育事務所では、授業を視察し、「未来と連携した学習支援」

と題して、地域教育情報誌に取り上げております。

このような事業を継続的に実施することで、地域への興味や関心が深まり、ユネスコエコパークの認知度の向上に繋がることを、大いに期待するところであります。

次に、「SDGsの取り組み」についてであります。

SDGsは、持続可能なより良い世界環境を目指すため、二〇一五年の国連サミットにおいて採択された国際目標であり、私たち一人ひとりから、世界中の全ての人に関わる大切な取り組みであります。

未来を生きる子どもたちのために、将来に亘って持続可能な発展を遂げるためにも、現代を生きる私たちの責任において、この南アルプスの緑豊かな自然を守り、自然と共生した活動を続けていくことが重要であります。

本市としても、SDGsへの理解を、より深めていくための研修会などを数多く開催し、ユネスコエコパークの理念に基づいた、より効果的な市政を運営してまいります。

四点目として、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

はじめに、「過疎地域持続的発展計画の策定期間の変更」

についてであります。

本計画については、当初より、出来得る限り、地域の声を適格に計画に反映するという方針の下、今年一月から、地域住民、地域団体等とのヒアリングや意見交換会の場を重ね、九月議会への上程を目途として順次、準備作業を進めてまいりました。

しかしながら、山梨県策定方針が市町村に示されましたのが、七月に入ってからであり、市計画素案を地域住民の皆さまや市議会に説明した後に、意見を反映する協議期間を考慮しますと、九月議会への上程は、難しい状況となっておりますので、本市としては、地域の声を反映すべく、策定期期の変更をするものであります。

次に、「観光プロモーション」についてであります。

今年度も、コロナ禍ではありますが、引き続き東海、中京圏及び長野方面に向けて、南アルプス市産の旬の果物を活用し、積極的にプロモーションを実施しております。

今月上旬は、道の駅富士川楽座や伊豆の国市の朝市において、桃・スモモの販売会を実施しており、また、来月には、状況を判断する中で、静岡方面でのシャインマスカット販売を通じた南アルプス市観光PRを予定してまいります。

また、沼津市との交流事業では、南アルプス市民限定で、沼津市のレジャー施設で利用出来るクーポン券を発行し、経済交流の促進を図るとともに、お互いの市を往来して交流する機会の創出を図っております。

長年待ち望んでおりました、中部横断自動車道の静岡―山梨間の開通による交通アクセスの飛躍的向上を、静岡県内のテレビコマ―シヤルや、雑誌等の媒体を活用する中で、積極的にPRし、近くなつた南アルプス市を、より多くの方に知っていただけるよう取り組んでまいります。

次に、「広河原山荘改築事業」についてであります。

令和三年度第三期工事は、四月十二日に工事を再開し、これまで順調に工事が進み、七月末時点において、進捗率は、八十五パーセントとなっております。

順調に進みますと、九月下旬までには、完成する見通しであり、令和四年六月上旬に落成式を実施し、六月中旬のオープンを予定しております。

北岳を眺望できる南アルプス山岳観光の拠点として、全国の多くの方々にご利用していただき、これからの南アルプス市観光の振興に、より結び付けてまいります。

五点目として、『行財政改革のさらなる推進』についてであります。

本市では、平成三十年九月に「南アルプス市事務処理ミス再発防止指針」を策定し、ミスによる事故等の改善、再発防止に向け、運用してまいりましたが、令和三年度からは「南アルプス市内部統制制度」を試行導入することとします。

今年度は、財務に関する事務について、一部先行導入し、各部署で想定されるリスクを設定し、一年を通してのモニタリングから評価までを実施するにあたり、職員の意識の醸成や、制度への理解を深める機会とするため、全職員を対象として、順次階層別に研修を実施しております。

本市では、現在、新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種について、順調に進んでおりますが、完全に収束するまでには、まだまだ時間を要することが想定されます。

このようなコロナ禍において、生活様式の変化や、テレワークの導入など、働き方も変化する中で、地方への移住や、企業立地などに注目が集まっております。

本市は、都市部からのアクセスが非常に良く、豊かな自然環境とすばらしい眺望、四季折々のフルーツを有し、また、災害リスクが少なく、子育て環境が充実しているなど、十分

な魅力を有していると認識しております。

このチャンスを活かすため、本市の多くの魅力を、私たち市民一人ひとりが自覚し、県内外に広く発信していくことが、重要であると考えております。

特に、観光の振興、企業誘致の推進など、大きな可能性を広げ、更なる地域の活性化に結び付けていくため、一つひとつの取り組みを着実に積み重ねていくことが、将来の礎となる成果に繋がるものと確信しております。

未曾有のコロナ禍は、忍耐の期間であり、市民の皆さまには、大変ご不便をおかけしておりますが、本市における追い風を確実に捉え、地方創生に繋げていくため、より促進すべきは積極的に強化し、実効性のある成果を高めていくことに重点を置き、市政推進に努めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、市議会第二回定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第三回定例会に提出いたしました案件は、条例案八件、予算案七件、議決を要する案一件、市道路線に関する案

二件、地方公営企業事業会計利益剰余金の処分に関する案一件、同意案一件、決算の認定案十八件、合わせて三十八件であります。

はじめに、議案第六十六号、「南アルプス市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。

この案については、行政不服審査法施行令の一部改正及び、押印を求める手続きの見直しに伴い、南アルプス市固定資産評価審査委員会条例中の署名及び、押印の規定を改める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十七号、「南アルプス市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」であります。

この案については、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の公布及び、押印を求める手続きの見直しに伴い、南アルプス市職員のサービスの宣誓に関する条例中の署名及び、押印の規定を改める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十八号、「南アルプス市税条例の一部改正について」であります。

この案については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十九号、「南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について」であります。

この案については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十号、「南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。

この案については、市が手数料を徴収して収集、運搬及び処分を行う一般廃棄物の種別を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十一号、「南アルプス市山荘条例の一部改正について」であります。

この案については、南アルプス市広河原山荘の新築移設及び山荘の開設期間の規定の見直しに伴い、山荘の位置及び利用料金等の規定を改める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十二号、「南アルプス市芦安農業集落排水施設条例の一部改正について」であります。

この案については、押印を求める手続きの見直しに伴い、南アルプス市芦安農業集落排水施設の届出に係る規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十三号、「南アルプス市みどりの郷くつさわ条例の廃止について」であります。

この案については、南アルプス市みどりの郷くつさわの用途を廃止するため、本条例の廃止を行うものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、五特別会計及び一企業会計の、合わせて七会計であります。

はじめに、議案第七十四号、「令和三年度南アルプス市一般会計補正予算(第五号)」について、ご説明申し上げます。

補正額を一億七千九百五十四万五千円とし、歳入歳出予算の総額を三百十七億五千七百二十八万七千円とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

先ず、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「新型コロナウイルス感染症に伴う医療介護対策事業」として、現在、六十五歳以上の方が市内の医療機関で個別接種をした場合、医療機関に対して一回あたり二千円の加算を行っておりますが、更なるワクチン接種の促進を図るため、六十四歳から十二歳も加算の対象とする経費として、三千三百万円を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「舗装長寿命化修繕計画事業」として、計画に位置付けられている路線のうち、早急に修繕が必要な箇所舗装工事に関する経費として、四千八百万円を計上しております。

また、「市営住宅長寿命化改修事業」の、天神団地一号棟の外壁、屋根改修工事について、当初の想定よりも外壁のひび割れ箇所が多かったことから、工事の増額分の経費として、七百二十八万二千元を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』につい

てであります。

この度、市内出身者のご遺志により、一千万円の御寄付をいただいております。この場をお借りしまして、改めて心より感謝を申し上げます。御寄付の趣旨に沿いまして「小学校施設設備整備事業」、「小学校教育活動費」及び「中学校教育活動費」に、遊具の設置と学校備品の購入に係る経費として、一千万円を計上しております。

また、「社会体育施設維持管理事業」として、若草保育所が若草支所敷地内に移転することに伴い、敷地内駐車場等の再整備に係る設計業務費に、一千九百九十一万円を計上しております。

また、「櫛形生涯学習センター管理事業」として、施設内の空調システムに不具合が生じていることから、空調全体のシステムを見直すための調査及び設計費用として、二百八十万五千円を計上しております。

また、「第三次小中学校教育系ネットワーク整備事業」として、市内小中学校の教職員が、山梨県が整備しております校務支援システムへ接続するためのセキュリティ環境を整備する経費として、八百六十万五千円を計上しております。

この他、議会にタブレット端末を導入し、デジタル化を推

進するための経費として、五百六十一万七千円、市職員の四月の人事異動に伴う職員給与費の補正及び、新型コロナウイルス対応に伴う時間外手当に係る経費として、五千二百五十八万円を計上しております。

以上、歳出予算の財源としては、国、県支出金、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。提出いたしましたのは、議案第七十五号、「令和三年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）」から議案第七十九号「令和三年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計補正予算（第二号）」までの五特別会計の補正予算案であります。

主なものとして、国民健康保険特別会計については、前年度事業費の確定に伴う精算返納金、人事異動に伴う職員給与費などにより、三百三十八万三千円を計上しております。

また、介護保険特別会計については、前年度事業費の確定に伴う精算返納金、基金積立金及び人事異動に伴う職員給与費など、二億六千九百四十五万四千円を計上しております。

また、南アルプス市土地取得造成事業特別会計については、下今諏訪工業団地及び御勅使南工業団地の拡張整備事業に伴う経費として、十二億七千四百四十一万二千元を計上しております。財源については、土地の売り払い収入、県の補助金、土地開発基金からの借入金を見込んでおります。

次に、企業会計補正予算案について、ご説明申し上げます。議案第八十号、「令和三年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第一号）」については、職員の人事異動に伴う給与等を計上しております。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第八十一号、「調停の申立てについて」であります。

この案については、平成二十九年度に着工しました桃源文化会館の改修工事において、既存鉄筋コンクリート躯体部分に、昭和五十八年度当初建設工事における広範なハツリ等の不具合箇所が確認されました。これに伴い追加工事費用が発生したため、建設当初における設計監理者及び施工者に対して、追加した工事費の負担を求めるものであります。

相手方は、設計監理者である株式会社日建設計及び施工者である西松建設株式会社とし、中央建設工事紛争審査会に調停を申し立てるため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を求めるとあります。

次に、議案第八十二号、「市道路線の認定について」であります。

この案については、開発行為により寄附された五路線を市道認定するものであります。

次に、議案第八十三号、「市道路線の変更について」であります。

この案については、開発行為により寄附された道路により一路線の市道を変更するものであります。

次に、議案第八十四号、「令和二年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について」であります。

この案については、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、同意案第七号、「教育委員会委員の任命について」であります。

この案については、新たに下今井在住のまえはしと き お前橋登紀夫氏を任

命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
四条第二項の規定により、議会の同意を求めるものでありま
す。

次に、認定第一号から認定第十八号については、「令和二
年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算」をはじめ、「十四
の特別会計」及び「三つの企業会計」の決算の認定を求める
ものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
申し上げます。

令和三年八月二十七日

南アルプス市長 金丸一元